

東二総発第57号
令和2年1月28日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

日本原子力発電株式会社
東海事業本部東海第二発電所
所長 星野 知彦

新增設等計画書における設置計画の変更について（報告）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊所事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊所より原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定第5条第1項の規定により、平成26年5月20日付東二総発第14号にて提出しました「新增設等計画書」（平成29年11月8日付東二総発第36号、平成30年5月31日付東二総発第17号、平成30年9月12日付東二総発第37号及び令和元年9月24日付東二総発第30号にて変更）につきまして、下記のとおり一部変更することとしましたので、ご報告します。

なお、今後も、新增設等対象設備の設置計画の変更をはじめとする当社事業運営に関する重要な事項等につきましては、関係自治体に対し丁寧にご説明及びご報告いたしますとともに、関係自治体並びに地域の皆さまとの信頼関係の醸成に努めさせていただきますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 変更事項

第一編 本体施設等のⅢ. 新增設等計画対象設備のうち、「4. 設置計画」について「設置工事」の終了時期を2021年3月から2022年12月に変更する。
詳細は、添付の新旧対照表の通り。

2. 経緯及び変更理由

東海第二発電所の工事計画については、安全性向上対策工事として埋設物撤去工事や干渉物撤去を進めながら、2018年9月に取得した新規制基準適合に係わる本体施設の原子炉設置変更許可や、同年10月に取得した工事計画認可を踏まえた工事の詳細設計や工程に係る検討を行って参りました。

今般、一連の許認可の内容を踏まえた複数の工事を同時に実施することを想定した詳細検討結果や、これまで実施してきた埋設物調査などを踏まえ、防潮堤、緊急時対策所及び常設代替高圧電源装置置場の工事工程を見直した結果、工事終了時期の変更が必要と判断したことから、工事終了時期を2021年3月から2022年12月へ変更するものです。

3. 添付資料

- (1) 変更箇所の新旧対照表
- (2) 変更後の新增設等計画書
- (3) 原子力関係法令に基づく変更届の写し

以 上